

第10回 長野市都市計画審議会  
長野市都市計画マスタープラン改定専門部会  
議事録

日時：平成28年10月31日（火） 午後2時30分

場所：長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課



## 第10回 長野市都市計画審議会

### 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会 次第

日 時 平成28年10月31日（月）午後2時30分

場 所 長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 事

#### 審議事項

(1) 立地適正化計画（素案）について

(2) 都市計画マスタープランについて

- ・第4編（都市計画マスタープランの実現に向けて）の素案について
- ・第3編（地域別まちづくり構想）の素案の修正について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

◎長野市都市計画審議会 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会委員

- |     |        |                        |     |
|-----|--------|------------------------|-----|
| 1番  | 金澤玲子   | (ハウジングスタイリスト)          |     |
| 2番  | 酒井美月   | (長野工業高等専門学校 准教授)       |     |
| 3番  | 清水秀幸   | (株式会社さくら都市総合研究所 代表取締役) |     |
| 4番  | 高木直樹   | (信州大学工学部 教授)           |     |
| 5番  | 築山秀夫   | (長野県短期大学 准教授)          |     |
| 6番  | 宮島章郎   | (長野商店街連合会 会長)          |     |
| 7番  | 柳沢吉保   | (長野工業高等専門学校 教授)        |     |
| 8番  | 相野律子   | (長野県建築士会長野支部 女性建築士委員)  |     |
| 9番  | 小山英壽   | (長野市農業委員会 会長)          | =欠席 |
| 10番 | 池内 功   | (会 社 員)                | =欠席 |
| 11番 | 太田 亜矢子 | (会 社 員)                |     |
| 12番 | 山浦直人   | (会 社 員)                |     |

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	轟	邦 明
都市計画課長	羽 片	光 成
都市計画課長補佐	平 澤	智
都市計画課係長	宮 下	伊 信
都市計画課主査	小 林	明 徳

◎事務局出席者

都市計画課主査	龜 井	欣一郎
都市計画課技師	安 西	加 奈
株式会社 日建設計総合研究所	上 野	和 彦
株式会社 日建設計総合研究所	竹 村	登
株式会社 日建設計総合研究所	大 嶋	亜 澄

---

## ◎開会

○司会           ご案内の時刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第10回長野市都市計画マスタープラン改定専門部会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課平澤でございます。よろしく願いいたします。さて、小山委員、池内委員でございますが、所用のため、本日の専門部会にご欠席の連絡をいただいております。当専門部会は、市の指針によりまして、原則として公開で行い、会議結果の概要につきましても、市のホームページ等で公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。では、資料の確認をいたします。机に置かせていただいておりますのが、本日の次第、資料3「地域別まちづくり構想」です。地域別街づくり構想は委員の皆様にご確認いただいた内容に修正を加えたものを本日の資料としておりまして、修正部分は赤字になっております。また、スケジュールについてもお配りをしています。郵送の資料として、資料1-1「長野市立地適正化計画（素案）」、資料1-2「参考資料（素案）」、資料2「都市計画マスタープラン第4編（素案）」でございます。お手元の資料はよろしいでしょうか。次に、本日の日程ですが、次第に従いまして、終了は、午後4時半頃、おおむね2時間を予定しております。本日の内容は、前回に続き、少しボリュームがございますが、よろしく願いいたします。

---

## ◎議事

○司会           それでは、議事に入ります。これからの進行は、高木部会長にお願いしたいと思っております。それでは、高木部会長、よろしく願いいたします。

○部会長           それでは議事の進行を進めさせていただきます。先ほどもお話がありましたが、相当なボリュームの資料で、今日全部を読むことは出来ないかもしれませんが、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。今回の議事録署名人は酒井委員と柳沢委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。後ほどスケジュールの話があると思いますが、今日の話を受けて、第11回の専門部会で、我々の専門部会としては最終的な詰めになります。そして都市計画審議会への報告や、パブリックコメントの結果を受けて、2月に最終的な案に向けた修正を受けることとなります。したがって、意見を自由に言えるタイミングとしては、今日がメインになります。次回はそれを確認して、最終回はパブリックコメント等の修正となります。言い切れなかった部分に関しては、メール等での意見提出という形を取らざるを得ないと思っておりますけれども、可能であれば、この場で意見を言うことができるのが一番ですので、その辺についてもご協力をお願いいたします。前回、立地適正化計画につきましても、都市機能誘導区域や誘導する都市施設、誘導施策の検討について確認しました。今回は前回までの審議を踏まえて、素案がまとまったということですので、素案

の確認をいたします。都市計画マスタープランの改定につきましては、前回委員のみなさまに地域を分担して、内容の確認をいただき、それを元に修正したものがお手元に配られています。その確認と、都市計画マスタープランの最終章になる、実現化の方策について内容を確認するという予定になっております。まずは立地適正化計画について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課計画担当の小林です。立地適正化計画の素案についてご説明を申し上げます。着座にて失礼します。事前にお配りをしてあります資料1-1、参考資料1-2が立地適正化計画の素案となっております、本編と資料編の2本刷りとなります。それでは、資料1-1の本編から説明いたします。ページをめくっていただくと、目次になります。立地適正化計画は、第1章立地適正化計画とはから、第6章数値目標と評価方法までの6章により構成をしております。第1章から第3章までは、都市計画マスタープランの改定における作業と重複している所が多く、今回は追加した部分のみを説明します。また、第4章、第5章については、前回までの専門部会での審議の内容から作成をしました。第6章については、今回新たに追加させていただいた部分となります。それでは第1章から説明を行います。1立地適正化計画制度の創設、2立地適正化計画の特徴については、前回の専門部会でご説明させていただいておりますので、割愛します。3立地適正化計画で定めるものということで、こちらに5つ示しております。(1)「計画対象区域」、(2)「基本的な方針」、(3)「都市機能誘導区域」は区域の設定と誘導都市機能(施設)の設定です。(4)「居住誘導区域」、(5)「居住や都市機能を誘導する施策」は立地適正化計画で定めるものとしております。3ページから8ページまでは、都市計画マスタープランの内容と一部重複している所がございますので、割愛します。9ページ目からについては、現況の説明になります。今回自動車利用と公共交通の状況ということで、(2)自家用車依存の交通の現状①自動車利用と公共交通の状況に、都市計画マスタープラン改定の市民アンケート調査について追加しています。平成28年2月に行いました市民アンケート調査で、将来高齢化などで運転できる人がいなくなる心配のある世帯は、10年以内に18.5%、11年から20年以内に25.8%、併せまして今後20年以内に自動車の運転が心配になる世帯が44.3%になるということが分かりましたので、自動車利用と公共交通の状況に追加させていただきました。11ページ目をご覧ください。こちらでは空き地・空き家の増加ということで、年間使用水量のデータから空き地・空き家と思われる物件について抽出した調査について、本編にも記載させていただいております。次に13ページをご覧ください。第3章ということで、立地適正化計画の基本方針を記載しております。目的、位置づけについては専門部会でご説明させていただいた部分がございますので、割愛します。3の目標年次でございます。立地適正化計画の目標年次は、実施プログラムとしての位置づけであることから、概ね10年後を目標としております。また、概ね5年ごとに評価分析を行うとともに、必要がある場合は計画を見直すものとします。具体的には、立地適正化計画の基本方針や目標に基づき、各種施策や事業を活用して計画を実施

し、取り組みの進捗及び効果を継続的に評価・検証します。なお、本計画に記載する誘導都市施設や施策等については、方針のみを定めているものがありますので、関連計画等と連携を図りながら、明確になり次第追加していくものとします。15 ページ、16 ページも都市計画マスタープランからの抜粋となっております。17 ページ、18 ページについては、第7回の専門部会において立地適正化計画の基本的な考え方ということで、ご審議いただいたものを反映させたものです。①は、都市計画マスタープランに掲げる目標と立地適正化計画の基本的な考え方を示しております。②は、立地適正化計画の基本方針です。次の19 ページから、誘導区域等及び誘導都市機能（施設）になります。居住誘導区域については、19 ページから24 ページまで記載がございますが、こちらについても以前ご審議いただいた内容でございます。26 ページ目からは、都市機能誘導区域について記載しております。都市計画マスタープランにおける都市拠点を都市機能誘導区域に定めるということで、ご審議いただいておりますので、その内容を反映したものとなっております。区域の説明の図が34 ページまで続きます。この部分についても以前説明させていただいておりますので、割愛いたします。35 ページをご覧ください。こちらの部分からが前回の専門部会においてご審議いただいた部分になります。前回、誘導都市機能の設定について、フローの示すところが分かりづらいのではないかというご意見をいただきました。拠点に求められている施設と、実際に立地適正化計画で定める施設との関係が分かりづらいということでしたので、フローを修正しております。従前は紫色、黄色、緑色、青色、これらの要素によって、立地適正化計画に誘導するものということで記載をしておりましたが、ここにオレンジ色の部分を追加いたしました。立地適正化計画として、定めるものについて、拠点に求められる施設のなかから、立地適正化計画で定めるものをどのように選定していくかというフローとして、(i) 市全体のまちづくりの視点から求められる機能、(ii) 整備の緊急性や実現性のある機能の二つの視点を追加しました。このオレンジ色の部分の詳細については、41 ページに記載しております。41 ページでは、本計画における誘導対象となる機能として、拠点の役割や将来像の実現策をより明確にするために、次の2つの視点を定めております。1番目が市全体のまちづくりの視点から求められる機能です。これは各拠点に共通事項として、長野市総合計画や長野市人口ビジョンなど、本市の総合的な方針のもと、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、若い世代の流入促進と流出抑制への対応、これらに必要な施設として各拠点に共通で定めるものです。また2番目として、整備の緊急性や実現性などについて、老朽化等で立て替えの機運があり、直近に整備が必要な施設又は整備が見込まれる施設というものです。1と2の視点を加えまして、立地適正化計画では、都市機能誘導区域のなかに誘導する施設として、42 ページで示したものを設定していきたいと考えております。なお、こちらは前回お示したものと変更はありません。このような設定理由であることから、誘導が必要となる機能は流動的に変わる性質があるために、施設立地の状況や施設整備の方向性、方針など、状況の変化に応じて随時機動的に誘導施設の見直しを実施していくものとする、最後に付け加えまし



た。ここで、一部修正をお願いしたいのですが、41 ページの中段、i) 市全体のまちづくりの視点から求められる機能のページ数に誤りがあり、正しくは35 ページです。同じく、ii) 整備の緊急性や実現性などのページ数に誤りがあり、正しくは35 ページです。以上が都市機能誘導施設の説明でございます。次に43 ページをご覧ください。こちらは第5章誘導施策についてです。誘導施策については、全体的に図表を用いて、表現を分かりやすく修正しました。居住を誘導するための施策、都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実のための施策についての体系図が43 ページに示してありますが、これを44 ページ以降の各施策の導入部分にも加えております。それ以外にも細かい部分で修正を追加しています。前回の専門部会において、誘導施策のなかで道路整備の記述が薄いのではないかという意見をいただきました。その部分については、49 ページの拠点への都市機能の整備のなかで、拠点へのアクセス性を向上させる道路基盤整備の例ということで、川中島幹線の整備について新たに挿入しました。また、各拠点への誘導施設の誘導策について、分かりづらいという意見をいただきましたので、公共のものについては、48 ページの①拠点での公共施設整備にまとめ、民間施設の誘導については、②拠点への民間施設の立地誘導でまとめさせていただいております。民間施設の立地誘導では、都市再構築戦略事業の活用と、都市機能立地支援事業の活用と二つについてまとめております。次に52 ページをご覧ください。こちらでは、リノベーションまちづくりの推進について、長野市の強みであるというご意見をいただきましたので、記述について図表などを用いて厚みをつけました。次に53 ページ、54 ページをご覧ください。税制・金融支援について、国土交通省の資料などを基に、内容を分かりやすく、表現や図表の修正をしました。55 ページからは、公共交通の充実のための施策についてです。基本的には、交通ビジョンをベースに図を挿入するなどして、記載を分かりやすくしました。以上が誘導施策についての説明です。59 ページをご覧ください。第6章数値目標と評価方法は新たに追加した部分になります。数値目標の設定については、都市再生特別法において、必ず定めなければならないというルールはありませんが、本計画や都市計画マスタープランに位置づけられた都市づくりの目標、整備方針を実現させるため、本計画により実施される施策の効果を把握した上で、より効率的な達成を実現するために定めるものです。具体的には、中間評価年として、平成33年における数値目標を次のように定めます。目標は第5次長野市総合計画との整合を図るため、同計画の都市整備分野の目標指標のうち、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」と「拠点をつなぐネットワークの充実」に関する数値目標である「人口密度」と「市民1人あたりの公共交通の利用回数」を採用します。指標1の人口密度については、立地適正化計画におけるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのコンパクトシティの部分にあたる、居住誘導区域内の人口密度ということで、人口減少が見込まれるなかでも、平成27年の居住誘導区域内の人口密度を平成33年の目標年まで維持をするということで掲げさせていただいております。指標2の市民1人あたりの公共交通の利用回数ということで、こちらはネットワークの部分です。平成27年の128.9回の現状値から、目

標年は132.1回と目標を設定しております。60ページは評価方法です。おおむね5年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討します。PDCAサイクルによる適切な進捗管理により、本計画による効果的なまちづくりを目指します。更に、計画の評価、検証によりまた社会情勢の変化により見直しが必要になるときは立地適正化計画及びこれを実現するために必要な都市計画の変更を検討します。図はPDCAサイクルのイメージ図です。資料1-1立地適正化計画（素案）について説明させていただきました。続きまして、資料1-2立地適正化計画参考資料について説明いたします。こちらは専門部会において、審議をいただくために用意をさせていただいた資料のうち、本編には記載をしません。現状の把握や、検証の過程の確認を示す必要がありますので、作成しました。内容としては、目次に記載のとおりです。1ページは立地適正化計画と上位計画の比較一覧、2ページは、都市計画運用指針による望ましい居住誘導区域のエリア、3ページは、居住誘導区域の人口密度、4ページは、誘導都市機能（施設）とビジョンとして立地が望ましいと示す施設の違い、5ページ以降は、各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率です。なお、5番目の各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率のデータについては、図が見やすいように1ページに一つの図を示しました。以上で説明を終わります。

○部会長           ありがとうございます。今、立地適正化計画（素案）について、ご説明がありました。ご質問、ご意見はありますか。

○委員           新たに追加した数値目標と評価方法についてお聞きします。指標の1ですが、現状値を維持するというので、人口密度を50.8人/haと目標としたのですが、居住誘導区域内の人口について、5年後はどれくらいを推計されているのですか。人口を維持していこうとすると、何人くらいを居住誘導区域へ誘導しなければならないのか教えていただきたいです。

○事務局           参考資料の3ページをご覧ください。こちらでは、居住誘導区域内の人口についての推計を出しております。何もしなければ、平成32年で人口密度が49.4人/haになります。ただ、これは長野市全体の減少のトレンド、要するに中山間地域と市街地をひっくるめた減少のトレンドとなっています。現状では地区ごとの社会移動までは推計に反映出来ていません。実際には、中山間地域は減少率が高く、市街地は中山間地域に比べれば低いということがありますので、そこは考慮して見ていただかなければいけない数値でございます。

○委員           居住誘導区域内でのデータはない、推計はないということですね。分かりました、ありがとうございます。

○部会長           よろしいですか。

○委員           市街地の人口減少率が低いとは言っても、それなりの人口減少があるわけですから、居住誘導区域外から人口を誘導してこなければいけないということになると思

ます。中心市街地の合計特殊出生率も下がっていますので、このまま行くと人口減少は厳しいでしょうから、周辺などから人口を誘導しないとイケないということになります。その辺りについても考えていかなければいけないと思いました。

○部会長 他にありますか。

○委員 いただいた資料を見ていて、まず、長野市の人口規模の場合ですと、地域の拠点とする場所というのを通常どのくらいあるものなのか、何箇所くらい設定することが適切なのかが分かる資料があれば知りたいと思います。それが気になっているのは、資料を拝見してくると、松代が居住誘導や都市機能誘導をしてもいい所なのかということが疑問だからです。鉄道もなく、交通の便がいいとは言えず、今後増える予定があるとも思えない状況のなかで、人口が増加している川中島の辺りを外して、わざわざ松代にしなければならないような市としての理由が、市民の方に問われた場合の回答もあると思うのですが、その辺りについてご説明をしていただけるとありがたいです。

○事務局 拠点の数については、都市構造によって、広いエリアにいくつもある地域もありますし、拠点の数を絞っている地域もあるので、何とも言えないのですが、他都市の立地適正化計画の素案等を見たなかでは、おおむね10万人に一つくらいのイメージなのかなと思います。ただ、先ほど松代のお話がありましたが、必ずしも人口の大きさだけで拠点の数を決められるというわけではなくて、そこにはもう一つの視点として、人口が少ないからといってあまりに広域なエリアを一つの拠点にするのはなかなか難しいところがございます。そういった意味では松代は千曲川より東側の部分の拠点ということで、従前のマスタープランから位置付けてきた経緯があることから、今回拠点として決めました。

○委員 新しく合併した豊野や川中島よりも誘導すべきという方向で進めたいということですか。

○事務局 平成19年のマスタープランから、一つの広域拠点と三つの地域拠点という四つの地域を都市拠点として押さえて、マスタープランを作ってきました。16ページをご覧ください。都市の構造、いわゆる長野市の都市の成り立ちや、今後進めていく方針のなかで、広域拠点と篠ノ井、北長野、松代は地域拠点であるとマスタープランでは位置付けて、まちづくりの方針を決めています。立地適正化計画を同じ網にかぶせるには、ある程度整合性を取ったもので考えていかなければならないということで、松代は現在、交通ネットワーク的には弱い部分がありますが、拠点としてのポテンシャルは昔から高かったということと、今後、交通の観光軸にも入れていくなかで、交通ネットワークを確保しながら拠点として育てていくような、そのような意味合いも含めて、拠点に位置づけているということでございます。

○部会長 他にはいかがでしょうか。

○委員 資料1-1の9ページのグラフについて、路線バス等の利用者数の推移は、コミュニティバスなどは入っていませんが、資料がなくて追加出来ないということでしょうか。その辺りが足になっているというデータを示すことは難しいのでしょうか。鉄道について、

長野電鉄だけでJ Rの数値がない理由は何かあるのでしょうか。

○部会長 路線バスは入っていますよね。コミュニティバスも入っていますよね。

○事務局 デマンド系やコミュニティ系は入っていません。J Rの資料を載せていないのは、以前資料をお出ししたときに説明させていただいたと思いますが、長野市内の一番市民に近いような交通ということで、遠距離のものは考えず、市内の交通利用のイメージで、鉄道利用者の表を出したものでございます。

○部会長 J Rも生活圏で使いますが、例えば長野オリンピックのように人が一気に訪れると、数値が急激に変化してしまうので、それは含めていないということだろうと思います。コミュニティバスは確認していただく必要があるかと思います。コミュニティバスについて、本来の主旨としては記載されていた方がいいのではないかと思います。

○事務局 こちらのデータですが、コミュニティバスについて、支援バスという観点のものは除かれています。この資料自体は交通ビジョンのものなので、使いやすいように加工等はしていません。

○部会長 グラフとして出ているかは分かりませんが、もちろんコミュニティ系のバスのカウントはしています。2,800万人利用していたのに、700万人まで減ってきたから、コミュニティバスが必要になったという裏返しもあるので、これとは別にコミュニティ系や市が支援しているバスなどをグラフで示すことも必要かもしれません。あった方がいいのは間違いないと思います。現状分析として、これで四分の一になったということだけで終わらせるのではなく、だから相当のお金をつぎ込んで頑張っているわけですから、それが出ていないのはどうかというところもあります。

○事務局 資料にグラフが増える可能性があります。検討させていただきます。鉄道についても、J Rが市内を通っている部分もありますので、乗車人数という形で検討させていただきます。J Rの場合は乗車数しか出ませんが、その辺の加工をどうすればいいか検討させてください。

○委員 鉄道利用者(乗降客)数となっていますが、どこかの駅の乗降客数ですか。

○事務局 利用者数ということで、市内の電鉄の各駅の乗降客数を足し合わせたものです。

○部会長 長野駅から乗って権堂駅で降りたらカウントは2ということですね。実態値は市内の移動だけだと、この数値の半分になるということですか。行って帰ってくると四分の一の数値ということですね。

○委員 利用者数という表現はどうなのでしょう。

○部会長 市外から来る人もいるので、この表現になっているのだと思います。

○委員 そういう意味ならば、篠ノ井や北長野の利用客を表してもいいのではないかと思います。

○事務局 データはそれなりにそろえられると思います。乗車数と表現するのか、J

Rだけ変えるのかは検討いたします。

○部会長 JRと違う表現になると混乱してしまうかもしれません。両方あれば比較したくなりますので、長野電鉄だけ倍の数で載るようになるのはあまりよくないかもしれません。

○事務局 表現の方法は難しいかもしれません。

○部会長 いろいろなやり方があると思います。ここはあくまでも現状の分析なので、大体どのくらいの人が利用して、どのくらいの経緯で増減しているのかが大事になると思います。トレンドを分かるようにすればいいということであれば、JRと長野電鉄との間で違う表記のグラフになるならば、コメントを付けるという方法でもいいかもしれません。また検討してみてください。

○事務局 検討させていただきます。

○委員 拠点の話に関連しますが、今回それぞれの地域の構想ということで、地域別街づくり構想を見る機会がありました。私は三輪が含まれる東部地域を担当しまして、そのなかには、地域拠点の北長野駅が入っています。東部地域の拠点として北長野駅があるかという、ほぼありません。地域の中でも一番端っこですから、むしろ多くの方は広域拠点に行っていると思います。市役所から北長野の拠点は2kmも離れていなくて、広域拠点からは3km程しか離れていません。拠点性というものを独立していると考えより、連続していると考えた方がいいのではないかと思います。ここは再開発事業などの都市開発もされているので、入れたいという気はすごくあると思うのですが、広域拠点との距離や、独立性を考えていくと、むしろ連続していると思った地域なのです。ですから、人口10万人に一つという話になりますと、独立性で言えば、北部地域の豊野とかの方が明らかに広域拠点から離れていて、地域拠点化して維持していくことに何かしらのプラスになるのではないかと非常に感じたところであります。大学も今度後町小学校に寮ができますが、広域拠点との連携というか、北長野駅を使って県立大学に行くというのはほぼないと思われま。その辺りは少し感じました。松代が話に出ていましたが、松代は歴史的、伝統的なまちとしての特別性、あるいは観光の問題があるかと思いますが、北長野については、独立して地域拠点として集積するべきものとして考えられるのかと思いました。今までは都市開発されてきた蓄積はあるわけですが、周辺に居住している人たちの多くは広域拠点に引っ張られ、そちらを拠点とする割合が高いのではないかと思います。

○部会長 お伺いはわかりました。だから北長野駅の地域拠点は必要ないということではないですね。

○委員 そこまでは言ってないけれど、どうなのかなと。特に北部拠点の中でということであれば分かるのですが、ほぼ長野の玄関口で、これはバランスを欠いているのかなと思います。また、東部地域の中心拠点にはならないとは思っています。これは地区の区分けの部分にも関わっているのかもしれませんが、東部地域の中では一番北東で端っこですの

で、むしろ北部の人たちが拠点性として考えるのならば分かるけれども、三輪や中心市街地に隣接している地域の人たちが北長野駅を利用して、そこから長野駅に行くというのはほぼないです。

○部会長　　今後の方向性として、地域拠点として育てていこうということであれば、例えばバス等の路線を北長野駅、あるいは信濃吉田駅に集めて、そこから乗り換えてJRや長野電鉄で移動するような公共交通のあり方も今後出てくるのかなと思います。今は長野駅へ行ってしまっているのは事実だと思います。

○委員　　これくらいの距離しかないので、わざわざ北長野駅を経由しなければいけないという理由が見えません。

○部会長　　北部のぐるりん号は北長野駅と市民病院を結んでいるように、今後そういった形が増えていくというよう意味もあるかもしれないと思います。

○委員　　北長野駅の集積性、都市的な集積性があればいいのですが、歴史的にも地域の独自性を考えるとそれほどではない。都市開発されたということはあるのだけれども、それ以外はここに集まるような北長野の人たちのアイデンティティのようなものが少し離れた郊外程度で、駅と市役所のような、ほぼ連続的に建設されているような場所かなと思ってしまうのですよね。例えばスーパーは北長野駅にあったJCが撤去され、東急ライフしかない状況で、今後そこをより拠点として作っていこうということがどうなのかなというか、むしろ広域拠点との延長のなかで考えていくべき広域拠点との距離かなと思います。難しいですけれどもね。

○部会長　　その議論に深く掘り下げるということであれば、このスケールは全てやめなければならないことになる。

○委員　　細かく見ていけば見ていくほど、そういう気がしました。先ほどの松代の人口トレンドなども含めて考えると、それ以外大きなインセンティブがない限り、ここを拠点とすることがどうかと思いました。開発をしてきたという部分があるから、そこが一番大きいかなと思います。住民の北長野駅を拠点として、また広域拠点とつながるような動きが、少し離れていれば分かるのですが、北長野駅や信濃吉田駅の一日の乗降客を見ても、篠ノ井駅のように10,000人くらい乗り降りしてれば分かるのですが、合計しても3,000人程度の話なので、地域ごとで見ると、開発はしてきたのだけれども、拠点性は薄いような気がします。商業的な集積も誘導するとはいいますが、そこにあって、人がいてということで、東急ライフがなくなる可能性もあって、なくなってしまった場合、そこに新たに誘導するのはかなり厳しいのではないのでしょうか。だから、古牧や三輪や吉田地区は東部地域なのですが、吉田地区以外の人を使うというのはあまりない。豊野くらいになりますと、やはりダイレクトに北長野で降りないで直接いくだろうなと思います。絵としては面白いのだけれども、現実的にそこを拠点として集積いくというのは、しかも高度利用をしながら誘導するというのは、なかなか難しいのではないかと思います。実態としてそのようなことがあるのではない

かなと個別に見れば見るほどそのように見えてきてしまうのです。

○委員 先ほどの松代の話や、今の北長野の話にもありましたけれども、この機に及んでという部分がありまして、素案を固めなければならない時期で口をつぐんでおいたのですが、北長野については同様の考えです。一つの出来上がったまちづくりという観点では、出来上がった状況ではあります。地域拠点として中核をなす場所とするとなると、民間の調査の消費滞留率という、そのエリアの中で生活圏の需要と供給のバランスシートでいったら、北長野はほとんどゼロです。ほぼ長野駅に引っ張られる人口構造になっています。唯一北長野に期待していることは、流出入人口が少ないのと、自然増の場所であるということです。そこに住む夫婦の子どもの数が多い。そういう意味では将来的な人口増としては期待ができるエリアだという民間のデータがあります。ただ、あまりにも広域拠点に近すぎて、生活圏がほぼ同一の中で展開されているエリアよりも、考え方としては中野、須坂や小布施の窓口になるような豊野は長い間町政をひいていてほとんどインフラの整備もできている、駅周辺は遅れているところはあるのですが、消費滞留率も地域内でまかなわれていることを考慮すれば、本来の地域拠点としては豊野であるべきなのかなと思いました。ここまでできている状況を考えれば、将来的なトレンドが動くかは別にして期待していくしかないかなと思います。豊野地区が含まれる地域の確認を担当したのですが、準地域拠点というような取り扱いなど、重要拠点の一種であるという考え方をしてもいいのではないかという気はします。築山先生に同調するということなのですが、ここまで来ておりますので、基本的にはこの路線でいくと思いますが、行政の皆様の意見も聞きたいと思います。

○部会長 我々が現在考えている都市計画マスタープランや立地適正化計画で北長野を外せというご意見ではないと思います。今後の方向性として、どのようにお考えになっているのかということがあればお願いします。

○事務局 地域的な話が出ましたが、東部地域の中心であるということではないことはご理解いただきたいです。東部地域などの地域の分け方は、このようなスケールのなかで、住自協の存在等も考慮した分け方になっています。16ページの資料の通りなのですが、平成19年度から北長野について、北部エリアの地域拠点という位置づけは変わって来ていません。立地適正化計画を予算と結び付けていく施策というか、法律が働くところが地域拠点になります。北長野の持っているポテンシャルは、北長野駅と信濃吉田駅があって、そこには相当な集積が図られています。小学校などの教育施設もかなり充実しており、地域拠点としての位置づけは決して悪い所ではないと思っております。今後、立地適正化計画を活かす上で、公共交通との連携では、場所的にも恵まれていることは間違いないかと思っております。その意味でも、こういう位置づけで考えてきたということです。南から豊野まで行って拠点性を活かせるのかというと、そういうことでもないとも思います。ただ、生活拠点レベル、いわゆる北から来て、何かを求めたり、またそこを結節点としてどこかへいくというのも可能性はありますが、位置づけとしては生活拠点という取り扱いをしています。

○部会長 少なくともお二人の方から北長野でいいのかというお話がありまして、北長野を外せということではないということですので、とりあえずこれで書かせていただきます。ただ、事務局としては、そういう意見があったということは記録として残していただくようお願いいたします。今後都市マスの改定等を行う際に、北長野に施策的に誘導していったら、うまくいっているのか否かはチェックをいれていただいて、うまくいかない場合は拠点から外すなどの対策が将来的には必要になってくるのかもしれませんが。現在策定中の都市マスと立地適正化計画に関しては、北長野を地域拠点とすることをお認めいただくということによってよろしいですか。

○委員 21ページの居住誘導区域設定の基本的な考え方の図について、居住等を誘導すべき区域等で点線で囲まれているところに、川があって災害リスクが中になっている場所があります。引き出し線のコメントには、災害リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導となっているのですが、これは災害リスクが中程度でも誘導するということですか。それかわざわざ川があって中程度なのに入れていた意味があればお願いします。

○部会長 黄色くマークしているのは意図的に入れられているのか、たまたま入っているのかどうなのですかということですね。

○事務局 国の資料をもとにこちらで作らせていただいたものでして、疑問が湧くような作り方になっていますので、検討させてください。

○部会長 この川は緑色の災害リスク小で安全だとなっていれば問題ないのではないのでしょうか。あえて点線の中に黄色を入れておくのは、分かりにくいといえ、分かりにくい。国交省に聞いて正式に修正してもいいし、色だけを塗り替えてもらってもいいと思います。他にありますか。もし、会議後にお気づきになったことがあれば、事務局で受け付けると聞いておりますので、ご意見をいただければと思います。それでは次の議題の地域別街づくり構想と実現化の方策についてご説明をお願いします。

○事務局 都市計画課の宮下です。都市計画マスタープランについてということですが、私から第4編について説明させていただきます。第3編については、後ほど説明者を変えてご説明いたします。説明に入る前にスクリーンをご覧ください。都市計画マスタープランの構成案と資料の該当箇所について説明いたします。第1編、第2編につきましては、平成27年度の作業分である中間報告を基に素案とします。本日の説明は第3編、第4編ということで、第3編につきましては、先日委員の皆様からご意見、ご指摘等をいただいた部分を修正したものが資料3になっております。第4編は資料2です。本日の議論を踏まえてまして、次回の専門部会では都市計画マスタープランの素案を提示させていただきたいと思っております。資料2の説明に入ります。資料2の表紙をご覧ください。第4編では第1章から第3章までの章立てとしています。平成19年度の改定版とほぼ同様の作りとなっています。それでは、第1章部門別の実現化方策についてをご覧ください。お時間の都合もありますので、今回変わった所についてご説明いたします。1都市づくりの実現に向けた取り組みでは、8行



目の「また、本計画で目指すコンパクトな街を実現するための実現化方策である長野市立地適正化計画を定め、都市計画と公共交通の一体化によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを実現するための施策を推進する。」といった形で、都市計画マスタープランと一緒に作っている立地適正化計画についてを主に記載しています。2ページ目からは、第2編全体都市づくり構想の章立ての内容を振り分けたものとなっています。土地利用方針、道路・交通整備、自然環境保全、都市環境整備、都市景観整備、防災都市づくりに分類した各方針に合わせまして、実現化方策を記載しています。2ページ目、土地利用の実現化方策について、上段の枠にまとめております。枠の下に、(1)都市計画手法などを用いた計画的な土地利用の規制・誘導、①市街化区域と調整区域の保全と活用と書いております。その下の薄いグレーの枠で、主な施策を示しています。今回から立地適正化計画についての記載を追加しております。3ページ目の②計画的な市街地整備についても、主な施策を変更しまして、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、既存の市街地の更新を図ることや、立地適正化計画の施策の実施など、最近のトレンドの部分で実施すべき主な施策について記載しております。4ページ、5ページも同じ構成になっております。4ページの下ですが、こちらは空き家バンクやリノベーションによる空き家の活用に対する支援の検討、低・未利用地や公的不動産を有効に活用した生活サービス施設等の立地誘導について、記載しております。5ページ目の②の主な施策では、地域特性を活かした産業用地の整備、また地域資源を活かした産業立地に対応した土地利用を記載しております。続きまして、3道路・交通施設整備の実現化方策です。6ページには基本方針及び整備方針が記載されていまして、(3)交通利用環境の整備では、集約型都市構造の核となる駅周辺の整備ということで、立地適正化計画の考え方に沿った部分について、方針として入れてあります。7ページ目では、今までも広域幹線道路網などを記載しておりましたが、市街地の幹線道路等の整備について、都市機能誘導区域との機能の向上を図れるような記載が増えております。③公共交通の充実を図る道路交通施設の整備をご覧ください。主な施策として、北長野駅などの駅前広場等の整備の充実や駅やバス停のバリアフリー化の推進といった観点での記載を増やしております。8ページ目の(3)公共交通の利用促進と需要に応じた交通施策の推進の主な施策では、コミュニティサイクルやレンタサイクルの導入の検討を記載しております。10ページでは、自然環境の保全と都市環境整備の実現化方策についてが記載されています。11ページ目の(2)市街地内の水・緑空間の創出をご覧ください。主な施策の3番目に、既設公園の再整備ということで、城山公園や八幡原史跡公園等が挙げられています。また、最近国からも出てきていますが、都市農地の活用に向けた取り組みについての検討もあります。13ページでは都市景観整備の実現化方策が記載されています。14ページ目をご覧ください。(1)景観法や都市計画手法などを活用した景観誘導の主な施策では、戸隠地区の重要伝統的建造物群保存地区への選定、これは先日決まったものです。また、歴史的風致維持向上計画による文化財の保全修理、道路の美装化、無電柱化などを追加しました。15ページ目をご覧ください。③美し

い眺望景観の誘導など地域の景観特性に合わせた地域主体の景観創造の主な施策では、先ほどの14ページと同じになりますが、戸隠地区のこと、歴史的風致維持向上計画による文化財の保全修理、道路の美装化、無電柱化などを追加しました。④商業・業務地の景観形成の誘導の主な施策では、善光寺周辺の市道の電柱類地中化、道路美装化整備、また中央通りの歩行者優先道路の整備ということで、新田町交差点から南側の整備について今後検討していきます。16ページ目をご覧ください。防災都市づくりの実現化方策についての基本方針、整備方針を記載しております。18ページ目をご覧ください。主な施策として、緊急輸送道路など災害時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の耐震化の推進などを追加しています。続きまして19ページの第2章地域や地区での街づくりの推進をご覧ください。こちらは平成19年度の都市マスの改訂版とほぼ書き方はかわっておりません。(1)街づくり推進の基本的な考え方には、地域や地区の街づくりの推進に関する基本的な考え方が記載されています。20ページでは図を載せておりまして、都市計画マスタープランと地域の街づくりの関係が記載されています。大きな変更はなく、地域別の区分だけ変更されています。21ページ以降も大きく変更していません。25ページ目をご覧ください。長野市への都市計画提案制度を追加で記載しています。都市計画提案制度につきましては、要綱を策定して、点線のなかのような内容で運用していますので、記載いたしました。26ページ目をご覧ください。第3章都市づくりの進捗管理についてです。大きく変わった所としては、(3)進捗管理や見直しです。最後の3行の部分が変更されていまして、「また、都市計画マスタープランで目指すコンパクトな街づくりを実現する実施プログラムである立地適正化計画においては、概ね5年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査、検討することで効果的なまちづくりを目指す」というもので、都市マスと立地適正化計画におけるそれぞれの役割として、記載をしております。以上が都市計画マスタープランの実現に向けての素案についてです。

○部会長 今、ご説明いただいたように、部門別実現化の方策については、前半部分は既に決まっていることで、そこに主な施策を取り込んでいるということだと思ってください。例えば、2ページの土地利用の実現化方策では、土地利用の基本方針というのは決まっているので、主に灰色部分の主な施策について、こういったものが抜けているのではないかというご意見やご質問になると思います。ここは施策なので、これからこういうことを検討していく必要があるのではないかということではなく、具体的に現在動いていることで抜けていることがあれば、あるいはこれはいらぬのではないかということがあればいいかと思えます。

○委員 9ページの中央通りの歩行者優先道路の整備について、新田町交差点から南側というと、駅側になりますよね。ですが、5年ごとに立地適正化計画の見直しがありますが、今現在、新田町交差点から南側は県道ですので、5年後までに動きが出来るかどうかをお聞きしたいです。中央通りの歩行者優先道路事業については、第4次から進めていただいていると記憶しています。10年経っても新田町南側については動きのないので、5年間で

進む動きがあるのかどうかお聞きしたい。

○事務局 新田町交差点から北側は整備させていただいて、御開帳とともに完成いたしました。南側はということは、常に言われている状況です。県道であることでなかなか市としては手が出せないとか、事業的にやりづらい部分がある状況なので、今年度から県と協議して、来年度中を目処に県道から市道にしようという作業を進めて、動きは始めているところです。そこを市道にした後に時間は掛かるかもしれませんが、沿線の皆様や商業組合の方等の話を聞きながら歩行者優先道路事業を進めていきたいと考えております。今の新田町北側のことをすぐに南側で出来るのかというと、バスの本数等も違いますので、そういった検討も必要ですし、バス事業者との話し合いも必要になってきます。

○部会長 よろしいでしょうか。他には。

○委員 善光寺表参道の中央通りに関して、北側は舗装もされて人も増えているとは思いますが、今後としては一本の線だけではなく、周辺にリノベーションの物件も増えていますので、道路の舗装なども中央通りで終わるのではなくて、回遊性を持たせることが可能なような、観光で来た人もその先に行ってみたくくなるような、面的な整備を進めていただくと、にぎわいが出るのではないかと思います。

○部会長 そのとおりですね。施策に書き込んで欲しいということではないでしょうから、今後の意見として受けていただければいいかと思います。

○委員 主な施策の記載で気になることがあるのですが、具体的な施策の表現に「検討」という言葉が入っている所がありますよね。その表現を変えてもらえないかなと思います。検討という言葉は一般的な人にとって、その施策をやるのかやらないのかを検討する、書いてあるけれど実際はどうなるか分からないと捉えられる可能性があります。分かりにくい表現であると思います。例えば、7ページであれば、「強化する方策の検討」とありますが、ここまで具体的に書いてあるのであれば、「強化する方策を進める」とあれば、どの程度進めるかは分からないけれど、進めるということは分かります。検討とすると、方策をするかしないかを検討すると捉えられる可能性があるのです、具体的な施策の書き方としてはいかがなものかと思います。末尾の言葉でニュアンスが変わってきてしますので、市としての考え方を含めて、表現を検討していただけたらと思います。

○部会長 検討するということですが、今の段階で方策の検討となっているものはこう変更するという方針などがあれば、お願いします。

○事務局 大規模な整備事業になってくるものもありますので、書き方を検討させていただければと思います。

○部会長 例えば7ページの⑤橋梁の拡幅や新橋の架橋等の検討であれば、前半部分は「落合橋の拡幅」とまで書かれているのに、最後は「検討」となっていて、よく分からなくなってしまうというご指摘のとおりだと思います。

○委員 第3章について、進捗管理で早期に事業を実施するものもあれば、長期的

になるものもあるかと思えます。どの施策が短期で、どの施策が長期なのか、あるいは中期なのかというところが分かると、読んでいる人にとっても、この施策は長期だからまだかかるので待つ必要があるということや、この施策は短期でどんどん進めてもらえるから安心できるなどがあるので、分かりやすいかと思えます。

○事務局　　施策の内容によって、分類分けがうまくいくかどうかというところもありますが、考えさせてください。前回もそういったことで細かく分けていなかったり、昨年度の専門部会でご説明をさせていただいたときにも、短期長期がわかりにくいという意見もあったかと思うので、分け方が難しい部分があります。今回実現化に向けたプログラムである立地適正化計画で主に動いていくような事業について載せるような感覚がありますので、そちらで進捗の管理ができればと考えております。

○委員　　立地適正化では、5年ごとに見直しをかけていきますが、5年以内には何とかするという事業もありますよね。それは書き込むことができますか。それとも、立地適正化計画で述べているので、ここでは述べる必要がないということですか。逆に述べたりすると、どんどん変えていかないといけないということもありますよね。ただ、進捗状況について、マスタープランは長期の計画ですが、立地適正化計画で済んだものはまた書き換えていかないといけない可能性はありますね。立地適正化計画で対応出来るものについては、そのようにしてもいいんじゃないかと思えます。これは全て都市計画課で対応するものではなくて、他部署またがりますよね。そういったときに、どの部署が対応しているのか示しておく必要があるのではないのでしょうか。

○事務局　　他部局にわたっている内容につきましては、進捗管理を書きづらい部分がありまして、前回もやっているやっていないという、実際に終わっている事業には、完了しているといった書き方で進捗状況のまとめをしております。また考え方を整理したいと思います。

○部会長　　他にはどうですか。

○委員　　資料2の2ページから3ページにかけて記載されている土地利用の実現化方策について、主な施策のなかに線引きの内容が書いてあります。前々から、高密度、高高度な集約型都市構造を誘導するという事になった場合には、都市計画法に定める用途地域や建ぺい率、容積率の見直しというのは、付いて回るものでないかと思っています。それについて、施策にあえて入れていないのか、論外としているのか、当然としているのか、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局　　4ページの(2)①の主な施策に、表現方法は少し違いますが、住宅地等における日用品販売の立地を可能とする用途規制の見直しの検討や、地区特性に応じた建物誘導などに地区計画や高度地区の活用の検討といった記載をさせていただいております。用途地域の見直し等は線引き等で変えていく場合には、用途地域の変更等もやっていきますから、表現上分かりづらかったのかなと思えます。そこについても検討させていただければと

思います。

○委員 今長野県でヘリテージマネージャーの登録が始まっています、国の有形登録文化財の建物の登録制度を活用して、建物を残したり、活用していこうという動きが始まっています。長野市でも有形登録文化財を後押しするような施策があるといいと思っています、その方向で中山間地の景観や、まちなかの古い建物が守られるなどが出来ればいいと思うので、出来ればそういった施策を取っていただきたいです。

○事務局 まちなかの古い建物を活用するという点については、14ページで一部書かせていただいています。歴史的風致維持向上計画というものを長野市で策定をしております、これの計画沿った事業ということで、文化財の保存修理や道路の美装化や無電柱化等を進めているところです。面的に区域を定めてということで、そういったやり方をやらせていただいておりますが、ピンポイントの建物として、点での整備というのは文化財課の所管になってきてしまいますので、ここでは書いていません。

○委員 市として、文化財を残すことの手助けや後押しをする用意があるということがあれば、どのページでもかまいませんので、記載していただけたらと思います。そうでないのならば、そういった方向に向いていただけたらと思います。

○事務局 事業自体は文化財課でやっておりますので、どこかに反映できるように調整したいと思います。

○委員 文章の中に「都市づくり」という言葉と、「まちづくり」という言葉と、地域別で「街づくり」という言葉が3種類ほど出てくるかと思っています。それぞれの定義はありますか。

○事務局 平成19年度の文章に修正を加えて書いておりますので、統一が図れていない部分がございます。次回までに修正させていただきたいと思っています。

○委員 後ろでは「まちなか」というのも出てきていますよね。

○事務局 この後の地域別街づくり構想もそうですが、まだ統一した言葉の整理が出来ておりません。「図る」を使っていたり、「促進」になったり「推進」になったりしています。次回までには統一をしてまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員 8ページの公共交通の利用促進と需要に応じた交通施策の推進について、コミュニティサイクルやレンタサイクルが進んでいないとおっしゃっていましたが、検討という表現になっているので、微妙なところですが、仙台や金沢などの観光都市へ行くと、スマートフォンなどで会員登録をして利用するというものがあります。私も仙台や金沢で使ったことがあるのですが、ない都市へ行くとがっかりするとか、元気がないのかなと思います。環境循環都市という感覚のない痛い都市だと思われると思うのですよね。コミュニティサイクルやレンタサイクルがあると、それだけで環境に対して丁寧な対応している都市だと思われる。金沢でも繁華街にあったり、観光地にあたりして、簡単に非常に安く使えるものがあります。例えば仙台市だと、レンタサイクルがあちこちにあるので、それを見てい

るだけで環境対策をしているような街だと思います。これは検討ではなく、実施に近いような形でお願いしたいと思います。何で長野はこれを今までやってこなかったのか。地形的に厳しいところがあるのかもしれませんが、ぜひ検討をお願いします。

○部会長 この部分ほどの部署が担当になりますか。

○事務局 交通政策課です。

○部会長 意見があったことを報告をお願いします。

○委員 主体は、行政やNPO 法人がやる場合もありますが、あれば観光客にもプラスになると思いますので、ご検討をお願いします。

○委員 2ページに主な施策の下に、※(米印)で「概ね10年以内に実施・整備を予定するもの」と記載されているので、それ以降の施策も同じだと思いますが、10年以内に実施・整備が出来るものはごく限られたもので、着手が限界だったり、そこから始まるものが多いのではないかと思います。実施・整備と記載するのはチャレンジャーかなという気がします。予定とはなっていますが、10年はそこまで長くはないので、実際には着手するくらいの形で、先ほど委員さんからもあったように、すぐにやった方がいいものと、比較的ハードルの高いものとは違う状況があると思います。それを分けて書くのは出来るのではないのでしょうか。つまり、実施・整備を予定するものと、着手を予定するものというように分けるのは出来るのではないかと思います。

○部会長 都市計画のなかでいう「実施」は、我々の感覚からすると、言葉は調査を始めたという意味になるのではないかと思います。専門的な言葉の相違があるかもしれませんが。普通の人々の感覚からいう「実施」は出来上がるイメージになるかと思います。

○委員 例えば、河川整備などは、10年ではとても完成はしなくて、調査が始まるくらいの段階です。ただ、実際都市マスを見た人は実施や整備とあると、これで出来上がるのかと思われるのではないかと思います。

○部会長 そう思われてしまうリスクがありますね。

○委員 調査費に予算が付けば実施ですよ。

○部会長 都市計画的には調査費に予算がつけば実施ですが、普通の方は実施というと、調査費の予算が付いたことをもって、実施とは思わないですよ。

○委員 駅前広場の整備というと、駅前広場が出来るのかとってしまうかと思えます。

○部会長 都市計画的な専門用語としてはこれでいいのかと思いますが、分かりにくいかもしれません。他にはよろしいですか。あと一つ残っているので、そちらに移りたいと思います。それでは資料3の地域別街づくり構想案についての説明をお願いします。

○事務局 地域別街づくり構想案について説明させていただきます。委員のみなさまには大変お忙しいところ、地域別街づくり構想の内容のご確認をしていただきありがとうございます。各地区ごとに、地域の目線からまた市全体の目線に関して幅広くご意見をいた

だいたところでございます。本来であればいただいた意見一つひとつの対応について、ご説明すべきところですが、資料が非常に多いので、概要の部分のみ説明をさせていただきたいと思っております。なお、資料中、赤字で示した部分については、今回修正を加えた部分でございますので、その部分についての確認を中心にしていただければと思います。修正の視点について説明いたします。1点目、地域区分の名称について、具体的なイメージがわかりづらいものがあるというご指摘をいただいております。その部分については、2ページ目に赤字で修正した所がございます。従前は長野駅周辺地域としておりましたが、こちらを長野駅善光寺口周辺地域と修正をさせていただいております。同様に、犀川・裾花川沿川地域については、芹田・安茂里地域という形で、具体的な地域名を並列することでエリアをイメージしやすいように修正させていただきました。次に、これは全体的なことになりますが、文章の表現についてわかりづらい部分があるとご指摘をいただいております。専門的な表現の部分については、注を準備するなどしていきたいと思っております。また、今回修正部分も多くありますので、ご確認をいただければと思います。3点目に立地適正化計画、拠点などについて、特に都市拠点となる部分は意識をして各地域ごとと修正をさせていただいております。例えば、長野、北長野、松代、篠ノ井については都市拠点として指定をし、更に立地適正化計画で都市機能誘導区域と指定をしておりますので、それについてイメージしやすいような表現に直しております。4点目、地域特性について、各地域ごと一番最初の部分に記載をしております。この内容について、地域の内容が把握しづらい表現があるのではないかとということをご意見としていただいております。この部分については詳細な表現をするとともに、共通で各区域ごと人口についての事項を記載させていただきました。次に5点目です。地域区域の11、12のいわゆる中山間地域についてですが、従前の記載について各行政区ごとの記述にバランスの偏りがございましたので、そこを調整させていただくということと、小さな拠点づくりという視点について文章を加えさせていただきました。なお、さきほど課長の羽片からも申し上げましたが、文章の一部で修正が間に合っていない部分があります。これについては、次回の専門部会までに修正、統一をさせていただき、素案という形でご提示できるように作業を進めたいと思っております。あまり説明するとご意見を頂戴する時間が少なくなりますので、大変恐縮ですが、ご担当いただいた部分をご確認いただきまして、その上で修正事項やご指摘事項がございましたら、事務局へご連絡をお願いいたします。

○部会長 皆さんからいただいた意見をベースにして、事務局で修正した所が赤字になっています。特に中山間地域に該当するエリアは真っ赤になっていますが、これは事務局でかなり手をいれていただいたということです。一応次回のスケジュールでいうところの第11回の専門部会で最終的な原稿にしたいということでございます。ここで確認いただく時間を取ることが出来ればよかったですのですが、時間がありませんので、ご自身が担当されていた部分だけは最低限見てください。変な方向で修正されていたり、主に赤字の部分だけでも目を通していただいて、何か問題があれば連絡をしていただければと思います。今の段階で気

が付いていることがあればお願いします。

○委員 2ページの都市軸と重ねた改定地域区分のなかで、長野駅周辺地域を長野駅善光寺口と書き換えているとのことですが、中心市街地活性化の区域には東口エリアというものが入っているかと思うのですが、それとの整合性はどうなっていますか。この文章を見ると長野駅の善光寺口だけを対象としているようなイメージに見えます。

○事務局 8ページをご覧ください。現行のマスタープランではこの場所を表すのは長野中央地域となっていますが、中央とはまた少し違った気がしますし、東口も入っていませんし、長野駅のどちらかということなので、善光寺口周辺ということではどうだろうかということで、このような名称にしました。前回の資料では長野駅周辺となっていて、それでは芹田まで入ってしまうので、それでは今の分け方ではうまい呼び方ではないということで、この地域は善光寺口周辺でどうだろうかということなのです。もう少しいい呼び名があればお願いします。

○委員 少し気になったのは、東口でバスターミナルの整備をやっているかと思いますが、これはマスタープランの中からは除外されると取られないですか。

○事務局 それは芹田地区の所に書いています。

○部会長 17ページの図を見ると、芹田・安茂里地区の図があるのですが、8ページに書いてある所は抜けていて、変な図になっているので、芹田と安茂里を分けて書くというのも手かと思いますが、確かに善光寺口って中御所の辺りは違うぞといわれるとそのとおりなのですけれども、難しいですね。是非いい名前があればお願いします。その他はよろしいですか。先ほども申し上げたように、ご自身の担当された二つ、ないしは三つの地区については目を通してください。これで今日予定されていた内容は終わりました。全体を通じて、今日話していたなかで、今のうちに言っておきたいことがあれば、何かございますか。よろしいでしょうか。それではこれで議事を終わらせていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございます。事務局に進行をお返しいたします。

---

### ◎その他

○司会 高木部会長、ありがとうございました。次に、その他ということで、第11回の専門部会の日程について、ご説明いたします。次回は、11月の下旬を予定しております。次回の専門部会では、都市計画マスタープランの素案の審議ということで、今回いただいた意見から、更に修正を行い、素案という形でまとめたいと考えております。立地適正化計画につきましても、再度見直しまして修正したいと考えております。11回目が終わりますと、ほぼ素案という形になりますので、それをもって12月の下旬の都市計画審議会にマスタープランの素案と立地適正化計画の素案の審議ということで諮っていきたいと考えております。



1月に入りますと、パブリックコメントということで、市民のみなさまから意見をいただいた意見を受けて修正したものを2月上旬の12回の専門部会でお示しして、そこから更に修正を加えまして、最終案にしていこうということでございます。その後、最終案をもって都市計画審議会へ諮りまして、市長答申を行います。そして最終的には3月末の公表ということで今考えております。スケジュールは以上でございます。

---

◎閉会

○司会           それでは、以上をもちまして、第10回都市計画マスタープラン改定専門部会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいなか、ご出席をいただき、また、熱心なご審議、誠にありがとうございました。